

外来感染対策向上加算届出に当たっての参考資料

4月の診療報酬改定で新たに設定された外来感染防止対策加算については、感染対策向上加算1の届出病院若しくは医師会との連携が求められております。また、届出に当たり感染防止対策にかかる指針やマニュアル等の添付が求められております。

つきましては、届出に際してご注意いただきたい点等を以下のとおりお示しいたしますので、参考としていただければ幸いです。

○外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類（様式1の4）の記載について

・「1 院内感染管理者」

→届出に当たっては「感染防止対策部門」の設置及び「院内感染管理者」の配置が求められていますが、併せて組織図の添付が求められています。

・「2 抗菌薬適正使用のための方策」欄

→以下の記載例を参考に各診療所の状況によりご対応願います。

「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」及び「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚労省結核感染症課）を参考に抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組みを院内で行っている。

● 中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス

http://amr.ncgm.go.jp/pdf/201904_outbreak.pdf

● 抗微生物薬適正使用の手引き 第2版

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573655.pdf>

・「3 連携保険医療機関名又は地域の医師会」

→加算1届出病院と連携が可能な診療所であれば、当該病院を記載してください。

郡市医師会を記載する場合は開設者名の記載は不要です。

※加算1届出病院が複数ある地域や管内に加算1届出病院がない場合等は、所属郡市医師会にご相談の上、ご対応願います。

・「4 都道府県等の要請を受けた新興感染症の発生時等の体制」

→現在の診療・検査医療機関で新潟県ホームページで公表可としていれば、要件を満たすとして、届け出ることが可能です。

● 「発熱患者の診療等を実施する体制」に☑

● 公表されている自治体のホームページ

新潟県ホームページ「診療・検査医療機関について」の「公表することに承諾をいただいた医療機関の一覧」の掲載アドレスを記載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/308550.pdf>

○届出書添付書類の「記載上の注意」について

- ・欄外下段の「記載上の注意」の1、2及び4で文書の添付が求められております。
 - 1 「感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書」
 - 2 「感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書」
 - 4 「標準予防策等を盛り込んだ手順書」

→平成19年4月医療法改正で無床診療所にも院内感染対策指針、マニュアルが義務付けられておりますので、内容について確認の上添付してください。

なお、作成されていないようでしたら日本医師会ホームページ「患者の安全確保対策室」でもひな型が示されております。

<https://www.med.or.jp/anzen/manual.html> →「院内感染」

また、当時、本会でも日医資料を参考としてひな型を作成しておりましたが、院内感染防止対策部門の組織図等については触れておりませんでしたので、追加したものを作成しました。自院の状況により適宜改変してご活用ください。

○その他

- ・外来感染対策向上加算の届出時点では実績は求められておりませんので、施設基準の要件とされているカンファレンスや訓練への参加については、加算1届出病院や郡市医師会等が主催するものに年度内に参加するということで問題ありません。
- ・外来感染対策向上加算の要件として、院内感染症対策に関する研修の実施が求められており、医療機関外で開催される研修会は不可とされておりますので、各診療所で先生等、院内感染管理者により職員に対して年2回の実施が必要です。
- ・今回新たに設定された連携強化加算については、令和5年3月末までは実績があったものとしてみなすこととされておりますので、実績の有無を問わず届出が可能です。令和5年4月以降については加算1届出病院へ報告した実績が必要となりますので、ご注意ください。

※ 感染症法に係る感染症の発生件数、薬剤耐性菌の分離状況、抗菌薬の使用状況、手指消毒薬の使用量等を3か月に1回報告するほか、院内アウトブレイクの発生が疑われた際の対応状況等について適時報告する。

- ・今回新たに設定されたサーベイランス強化加算については、院内感染対策サーベイランス（JANIS）等へ参加していることが届出要件とされています。

厚生労働省の院内感染対策サーベイランス（JANIS）については、これまで主に病院を対象として運用されているようですが、今後は医療機関の外来部門の薬剤耐性の動向を正確に把握する観点等から、診療所が対象であることを明確化し、追加募集を行うとされています。しかし、同事業のホームページでは対応が間に合っていないためか、現在のところ2022年の申し込みは準備中となっておりますが、追って更新がなされると思われるのでご確認ください。

院内感染対策サーベイランス（JANIS） 「参加するには」

<https://janis.mhlw.go.jp/participation/join.html>